

新 旧 対 照 表

(注) 下線部は変更点を示す。

改定後	改定前
国税電子申告・納税システムの利用規約 国税庁は、システム利用者に国税電子申告・納税システム（以下「本システム」といいます。）を利用いただくに当たって、<u>下記のとおり本システムの利用規約を定めます。本利用規約は、本システムを利用して国税関係法令に係る申告及び申請・届出等手続（以下「申告等手続」といいます。）又は国税の納付手続を行うための利用条件等を定めるものであり、本システムを利用する方に適用されるものです。</u> 記 第1条 省略 (定義) 第2条 本利用規約で使用する用語の<u>定義</u>は、次の各号のとおりとします。 一～十四 省略 <u>十五 「電子証明書」とは、システム利用者が電子署名を行ったものであることを確認するために用いられる事項がシステム利用者本人に係るものであることを証明するために作成する電磁的記録であり、国税関係法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する省令（平成15年財務省令第71号）第2条第1項第二号に定めるものをいいます。</u> <u>十六 「利用者証明用電子証明書」とは、マイナンバーカードのICチップに格納され、本システムにログインした者が、利用者本人であることを証明する電子証明書をいいます。</u> <u>十七 省略</u> <u>十八 省略</u>	国税電子申告・納税システムの利用規約 国税電子申告・納税システム（以下「本システム」といいます。）を利用して、<u>国税関係法令に係る申告及び申請・届出等手続（以下「申告等手続」といいます。）又は国税の納付手続を行うためには、下記の利用規約の全ての条項に同意いただくことが必要です。本システムを利用された方は、下記の利用規約に同意したものとみなされます。</u> 記 第1条 同左 (定義) 第2条 本利用規約で使用する用語の<u>意義</u>は、次の各号のとおりとします。 一～十四 省略 <u>新設</u> <u>新設</u> <u>十五 同左</u> <u>十六 同左</u>

改定後	改定前
(システム利用者の責任) 第3条 システム利用者は、<u>自らの責任により</u>本システムを利用し、本システムの利用に伴って生ずる次の各号に掲げる情報及び通信の際に発生する各種電文（電磁的記録を含みます。）を管理するものとします。 一～七 省略 2 省略 (システムに関する知的財産権) 第4条 国税庁がシステム利用者に提供する一切のプログラム又はその他の著作物（本利用規約及び本システムの取扱マニュアル等を含みます。以下同じ。）に関する知的財産権<u>（知的財産基本法（平成14年法律第122号）第2条第2項に定める「知的財産権」をいいます。）</u>は、国税庁に帰属し、<u>システム利用者に移転又は帰属しません。</u> 2 システム利用者は、本システムの利用に際し、国税庁がシステム利用者に提供する一切のプログラム又はその他の著作物を次の各号のとおり取り扱うものとします。 一、二 省略 三 営利目的の有無にかかわらず、第三者に貸与<u>若しくは譲渡</u>し、又は担保の設定をしないこと。 四 国税庁又は国税庁が指定する者が表示した著作権表示<u>若しくは商標表示を削除し、又は変更しないこと。</u> 第5条 省略 (利用可能時間及び利用の停止等) 第6条 本システムの利用可能時間は、e-Tax ホームページに掲載する時間とします。 2 国税庁は、次の各号のいずれかに該当すると認められる場合は、システム利用者に対し、事前にe-Tax ホームページに掲載して、システムの利用の停止、休止又は中断をすることができるものとします。ただし、緊急を要する場合は、掲載することなく本システムの利用の停止、休止又は中断をすることができるものと	(システム利用者の責任) 第3条 システム利用者は、<u>自己の責任と判断に基づき</u>本システムを利用し、本システムの利用に伴って生じる次の各号に掲げる情報及び通信の際に発生する各種電文（電磁的記録を含みます。）を管理するものとし、<u>国税庁に対しいかなる責任も負担させないものとします。</u> 一～七 同左 2 同左 (システムに関する知的所有権) 第4条 国税庁がシステム利用者に提供する一切のプログラム又はその他の著作物（本利用規約及び本システムの取扱マニュアル等を含みます。以下同じ。）に関する著作権及び著作者人格権並びにそれに含まれるノウハウ等の知的<u>所有権</u>は、国税庁に帰属<u>します。</u> 2 システム利用者は、本システムの利用に際し、国税庁がシステム利用者に提供する一切のプログラム又はその他の著作物を次の各号のとおり取り扱うものとします。 一、二 同左 三 営利目的の有無にかかわらず、第三者に貸与・譲渡し、又は担保の設定をしないこと。 四 国税庁又は国税庁が指定する者が表示した著作権表示<u>又は商標表示を削除又は変更しないこと。</u> 第5条 同左 (利用可能時間及び利用の停止等) 第6条 本システムの利用可能時間は、e-Tax ホームページに掲載する時間とします。 2 国税庁は、次の各号のいずれかに該当すると認められる場合は、システム利用者に対し、事前にe-Tax ホームページに掲載して、システムの利用の停止、休止又は中断をすることができるものとします。ただし、緊急を要する場合は、掲載することなく本システムの利用の停止、休止又は中断をすることができるものと

改定後	改定前
します。 一 <u>本システムの機器等</u>のメンテナンスが予定される場合 二、三 省略 3 省略 第7条～第14条 省略 (マイナンバーカード方式利用者の利用者証明用電子証明書更新) 第15条 マイナンバーカード方式利用者がその利用期間中に利用者証明用電子証明書の更新を行った場合、更新前の利用者証明用電子証明書と更新後の利用者証明用電子証明書の利用者が同一であることの確認を行うため、マイナンバーカード方式利用者に係る認証業務情報（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号）第44条に規定する認証業務情報をいいます。）を地方公共団体情報システム機構<u>（国及び地方公共団体が共同運営する法人で、住民基本台帳ネットワークシステムの運営や公的個人認証サービスの提供等の事務を行う組織をいいます。）</u>において利用することについて、同意したものとみなします。 (システム利用者の設備等) 第16条 システム利用者は、本システムを利用するために必要な全ての機器（ソフトウェア及び通信手段に係る全てのものを含みます。<u>以下同じ。</u>）を自己の負担において準備するものとします。<u>また、機器の準備に必要な手続は</u>、システム利用者が自己の責任で行うものとします。 2、3 省略 (免責事項) 第17条 本システムの利用に<u>当たり、システム利用者本人又は第三者が被った損害について、国税庁の故意又は重過失によるものである場合を除き、国税庁は責任を負わないものとします。</u> <u>削除</u>	します。 一 機器等のメンテナンスが予定される場合 二、三 同左 3 同左 第7条～第14条 同左 (マイナンバーカード方式利用者の利用者証明用電子証明書更新) 第15条 マイナンバーカード方式利用者がその利用期間中に利用者証明用電子証明書の更新を行った場合、更新前の利用者証明用電子証明書と更新後の利用者証明用電子証明書の利用者が同一であることの確認を行うため、マイナンバーカード方式利用者に係る認証業務情報（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号）第44条に規定する認証業務情報をいう）を地方公共団体情報システム機構において利用することについて、同意したものとみなします。 (システム利用者の設備等) 第16条 システム利用者は、本システムを利用するために必要な全ての機器（ソフトウェア及び通信手段に係る全てのものを含みます。）を自己の負担において準備するものとします。<u>その際、必要な手続は</u>、システム利用者が自己の責任で行うものとします。 2、3 同左 (免責事項) 第17条 <u>国税庁は、本システムの利用によりシステム利用者又は他の第三者が被った損害について一切の責任を負わないものとします。</u> <u>2 国税庁は、本システムの利用の停止、休止、中断若しくは制限又は通信回線の障害等により発生したシステム利用者又は他の第三者が被った損害について一切の責任を負わないものとします。</u>

改定後	改定前
(利用規約の改正) 第 18 条 国税庁は、<u>利用規約の変更が、利用者の一般の利益に適合し、又は、本利用規約の目的に反せず、かつ、変更の必要性、変更後の内容の相当性その他の変更に係る事情に照らして合理的なものであるときは</u>、本利用規約を改正することができるものとします。 2 国税庁は、本利用規約の改正を行おうとするときは、<u>緊急の場合を除き、改正の効力発生日の 7 日前までに e-Tax ホームページにおいて本利用規約を変更する旨及び変更後の本利用規約の内容並びにその効力発生時期を掲載し公表するもの</u>とします。 3 本利用規約の改正後に、システム利用者が本システムを利用するときは、システム利用者は改正後の利用規約に同意したものとみなされます。 第 19 条 省略 附則 省略) <u>附則（一部改定）</u> <u>本利用規約は、令和 5 年 4 月 1 日から施行します。</u>	(利用規約の改正) 第 18 条 国税庁は、<u>必要があると認めるときは、システム利用者に対し事前に通知を行うことなく、いつでも本利用規約を改正することができるものとします。</u> 2 国税庁は、本利用規約の改正を<u>行った場合には、遅滞なく e-Tax ホームページに掲載し公表するものとします。</u> 3 前項の公表後に、システム利用者が本システムを利用するときは、システム利用者は改正後の利用規約に同意したものとみなされます。 第 19 条 同左 附則 同左 <u>新設</u>